

平成28年6月21日

各指定特定相談支援事業者 様

保健福祉局障害保健福祉推進室  
在宅福祉課長，施設福祉課長  
(在宅福祉第一担当，施設福祉担当)

### 計画相談支援Q&A（平成28年6月改訂版）の送付について

平素は，本市の障害保健福祉行政の推進に御理解，御協力いただき厚く御礼申し上げます。

この度，平成26年3月10日付本市事務連絡「計画相談支援Q&Aの送付について」において送付した計画相談支援Q&Aについて，これまでいただいた御質問等を踏まえ，朱書きのとおり改訂しましたので，業務で御活用いただきますようよろしくお願いいたします。



計画相談支援Q&A(平成28年6月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<基本事項>

類型	出典	質問	答	備考
1 地域移行支援計画とサービス等利用計画の違い	240306国QA	「地域移行支援計画」と「サービス等利用計画」との違いは何か。	サービス等利用計画は、障害福祉サービスや地域相談支援の利用や地域における各種の支援サービス等を記載した総合的な支援の計画である。 地域移行支援計画は、サービス等利用計画の総合的な方針を踏まえて、地域移行支援の具体的な支援内容等を記載した個別の支援計画である。	「地域移行支援計画」とは、個別給付の地域移行支援のサービス提供において指定一般相談支援事業所が作成することとされているもので、個別支援計画に相当するもの。
2 個別支援計画とサービス等利用計画の違い	240222国通知	「個別支援計画」と「サービス等利用計画」との違いは何か。	※以下は、出典元の国資料に掲載された図表における関係箇所抜粋である。  <サービス等利用計画> ①作成者 指定特定相談支援事業所の相談支援専門員 ②内容 総合的な援助の方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組合せ等について検討し、作成するもの。 ③その他 障害福祉サービスに加え、保健医療サービス、その他の福祉サービスや地域住民の自発的活動なども計画に位置付けるよう努める。 <個別支援計画> ①作成者 サービス提供事業所のサービス管理責任者 ②内容 サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成するもの。 ③その他 サービス等利用計画を受けて、自らの障害福祉サービス事業所の中での取組について具体的に掘り下げて計画を作成するよう努める。	
3 サービス等利用計画案(セルフプランを含む)・計画(確定版)の必須項目	京都市	サービス等利用計画案(セルフプランを含む)・計画(確定版)に記載する項目として省略できないものは何か。	下記の項目が記載されていれば、様式は問わない。(③については①②に加え、サービス等利用計画(確定版)のみに必要な記載項目)  ①指定基準省令 ※1 ・利用者及びその家族の生活に対する意向 ・総合的な援助の方針 ・生活全般の解決すべき課題 ・提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期 ・福祉サービス等の種類、内容、量 ・福祉サービス等を提供するうえでの留意事項 ・市町村に対するモニタリング期間に係る提案(セルフプランの場合は不要)  ②解釈通知 ※2 ・提供される福祉サービス等について、その長期的な目標及びそれを達成するための短期的な目標並びにそれらの達成時期  ③国事務処理要領 ・福祉サービス等の利用料 ・福祉サービス等の担当者	※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年3月13日厚生労働省令第28号) ※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第22号)
4 利用者負担	京都市	サービス利用支援や継続サービス利用支援に利用者負担は発生するののか。	サービス利用支援や継続サービス利用支援に利用者負担は発生しない。所得にかかわらず、全ての方が無料となる。	
5 契約日	京都市	計画相談支援の契約はいつするののか。	サービス等利用計画案作成のためのアセスメント実施前には、すでに計画相談支援の契約をしている必要があり、通常、当該計画案を参考に支給決定される障害福祉サービス等の支給開始以前にされるものである。  例) 以下のような場合、少なくとも26.3.15には契約をしている必要がある。  居宅介護の有効期間 26.4.1～27.3.31 計画相談支援の有効期間 26.3.17～27.3.31(サービス等利用計画案の作成日～最長の障害福祉サービス等の支給期間の範囲内) アセスメント実施日 26.3.15	

計画相談支援Q&A(平成28年6月)

※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<事業所指定・相談支援専門員>

類型	出典	質問	答	備考
1 事業所指定	240306国QA	指定については、事業所の所在地の市町村が指定を行い、隣接の市町村など事業所が所在する市町村以外の市町村は指定しないという理解でよいか。	お見込みのとおり。 なお、利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した事業所についても、利用することが可能であることに留意。	
2 事業所指定	京都市	A市から特定相談支援事業所の指定を受けているB事業所が、C市が支給決定している利用者の計画相談支援を行う場合、B事業所は、改めてC市からも指定を受ける必要があるのか。	利用者は、居住する市町村以外の市町村が指定した指定特定相談支援事業所についても利用することが可能である。このため、A市から指定を受けているB事業所は、改めてC市から指定を受ける必要はない。	
3 事業所指定	240306国QA	指定事業所が、他の市町村に移転した場合の手续如何。	他の市町村に移転する場合は、移転前の市町村に廃止届出書を提出するとともに、移転先の市町村に新規の指定申請を行うこととなる。	廃止届出書は廃止の1箇月前に提出する必要がある。また、廃止届出書提出前に事前相談が必要。
4 事業所指定	240306国QA	指定事業所が、当該市町村内で事業所を移転した場合の手续如何。	当該市町村に変更届出書を提出することとなる。	指定に係る内容に変更が生じた場合には、原則、変更日から10日以内に「変更届出書」を提出する必要がある。
5 指定特定相談支援事業者の業務	京都市	指定特定相談支援事業者の業務は何か。	障害者総合支援法において、指定特定相談支援事業者は指定特定相談支援事業として「基本相談支援」及び「計画相談支援」のいずれも行うこととされている。 なお、「基本相談支援」とは、 「・地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、 ・障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者(介護者)からの相談に応じ、 ・訪問等の方法による障害者等、障害児の保護者又は介護者に係る状況の把握、 ・必要な情報の提供及び助言並びに相談及び指導、 ・障害者等、障害児の保護者又は介護者と市町村、指定障害福祉サービス事業者等、医療機関等との連絡調整 ・その他の障害者等、障害児の保護者又は介護者に必要な支援を総合的に供与すること」 をいい、サービス利用支援や継続サービス利用支援以外においても、適宜、必要な相談支援を提供する必要がある。	
6 相談支援専門員の受託件数	250222国QA	1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限はないのか。	利用者の状況等により必要となるモニタリングの頻度が異なることから、1人の相談支援専門員が受け持つ件数や人数に制限は設けていない。	
7 相談支援専門員が自ら行う業務	260227国通知	必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は何か。	必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメント・モニタリングの実施 ・利用者等へのサービス等利用計画案やサービス等利用計画の説明 ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への説明・意見の聴取 であるが、その他の補助業務(例:面談のためのスケジュール調整、記録のワープロ打ち、書類整理等)については、各業務に対する習熟度等も勘案したうえで、管理者の判断に基づき各事業所において補助職員に行わせることも可能。	
8 補助職員によるサービス等利用計画作成の可否	250222国QA	サービス等利用計画の作成については、厚生労働省令において「管理者は、相談支援専門員に基本相談支援に関する業務及びサービス等利用計画の作成に関する業務を担当させるものとする。」と定められているが、相談支援専門員の資格を有していない補助職員が計画を作成し、相談支援専門員が管理監督した計画を利用者に交付することは可能か。可能であれば、計画作成担当者は、補助職員となるのか、相談支援専門員となるのか。	サービス等利用計画を作成するのは、相談支援専門員である。補助職員は相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行うものである。	

類型	出典	質問	答	備考
9 ケアマネジャーと相談支援専門員との関係	250222国QA 京都市	介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。 介護保険のケアプランを作っている者と障害者総合支援法のサービス等利用計画を作っている者が別々である場合、報酬を両方が100%請求できるのか。	※下線は、本市の補足である。 請求できる。 なお、利用者の立場に立った支援を行うためには、両方で調整しながらプランを作成する必要がある。  例)①介護保険・ケアマネジャーAは障害・相談支援専門員と同一人物 → 介護保険は100%請求可、障害は減算コードを適用 ②介護保険・ケアマネジャーAと障害・相談支援専門員Bとは別人物 → 介護保険、障害とも100%請求可  なお、前提として、介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合は、サービス等利用計画作成の対象外となる。そのうえで、当該申請者が、障害福祉サービス固有のもものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に限りサービス等利用計画作成対象者とするものである。	
10 ケアマネジャーが相談支援専門員を兼務する場合の留意点	京都市	介護保険の対象者の場合、同じ者(ケアマネジャーと相談支援専門員を同一人物が行う)がプランを作成すると減算されることが報酬告示で示されている。 計画相談支援給付費の申請時に留意すべき点はあるか。	計画相談支援給付費の支給決定において、減算対象である旨を印字した受給者証を交付することとなるため、その旨を申請時に申し出るとともに、申請書の備考欄に記載すること。	
11 相談支援専門員とサービス提供事業所職員との関係	国事務処理要領 240306国QA 250222国QA	相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所(居宅介護、通所事業所、入所施設等)の職員と兼務する場合の取扱いはどうなるのか。	相談支援専門員が担当する障害者が利用するサービス提供事業所(地域相談支援に係る指定一般相談支援事業所と兼務する場合は除く。)については、サービス提供事業所との中立性の確保や、サービス提供事業所と異なる視点での検討が欠如しかねないことから、以下のやむを得ない場合を除き、当該相談支援専門員が当該者に直接サービス提供を行うか否かに関わらず、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が継続サービス利用支援を実施することを基本とする。(同一法人の他の兼務しない事業所を利用する利用者に継続サービス利用支援を実施することは差し支えない。) また、支給決定の更新又は支給決定の変更に係るサービス利用支援についても、当該者が利用するサービス提供事業所と兼務しない相談支援専門員が実施することを基本とする。 ・身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合 ・支給決定又は支給決定の変更によりサービス内容に著しく変動があった者のうち、当該支給決定等から概ね3箇月以内の場合(サービス利用支援とその直後の継続サービス利用支援は一体的な業務であること、また、指定特定相談支援事業者の変更にあたっては利用者が別の事業者と契約を締結し直すことが必要となるため、一定期間を猶予。) ・その他市町村がやむを得ないと認める場合  なお、当該者が当該相談支援専門員を希望する場合であっても、サービス提供事業所との中立性の確保やサービス提供事業所の職員と異なる視点での検討が欠如しかねず望ましくないため、当該者に制度の趣旨を説明し理解を求めること。	本市としては、相談支援専門員がサービス提供事業所の職員と兼務する場合の継続サービス利用支援及び支給決定の変更・更新に係るサービス利用支援を実施することについて、指定特定相談支援事業者が少ない現状から、当面、やむを得ないものとして可能とすることとしている。

計画相談支援Q&A(平成28年6月)

※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<対象者>

類型	出典	質問	答	備考
1	計画相談支援開始のタイミング 京都市	計画相談支援を開始するのは、障害福祉サービス等の支給決定や変更のタイミングか。それとも、意思確認ができた利用者から随時開始してよいのか。	<p>計画相談支援は、障害福祉サービス又は地域相談支援の申請(新規・更新・変更)を行った方が対象となる。このため、現に障害福祉サービス等を利用している方について、<b>計画相談支援開始の意思確認ができた場合でも</b>、新たに計画相談支援を実施するのは、基本的に更新又は変更のいずれかのタイミングとなる。</p> <p>&lt;以下は、国事務処理要領の抜粋&gt;  <b>計画相談支援給付費の対象者</b>                      (1)障害福祉サービスの申請若しくは変更の申請を行った障害者若しくは障害児の保護者又は地域相談支援の申請を行った障害者のうち、指定特定相談支援事業者からサービス利用支援を受けた者(当該申請に係る支給決定若しくは支給決定の変更の決定又は地域相談支援給付決定を受け、<b>サービス等利用計画を作成したとき</b>)                      (2)支給決定障害者等又は地域相談支援給付決定障害者のうち、指定特定相談支援事業者から継続サービス利用支援を受けた者</p>	
2	単一サービスのみの利用者と計画作成の可否 240306国QA	サービス等利用計画等について、短期入所等、単一サービスのみの利用であっても、サービス等利用計画等を作成し、モニタリングを実施する必要があるのか。	単一サービスの利用であっても、その他のサービスの利用の必要性も含め適切なサービスの検討が必要となることから、計画作成や一定期間ごとのモニタリングを実施する必要がある。	
3	介護保険対象者と計画作成の可否 250222国QA 京都市	介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合であって、障害福祉サービス固有の重度訪問介護による外出支援等、障害福祉の観点からその必要性や支給量については、サービス等利用計画の作成対象者として良いか。	<p>※下線は本市の補足である。                      介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合は、サービス等利用計画作成の対象外であり、<b>サービス等利用計画案の提出は求めない。ただし、市町村が支給決定に当たってサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合には、作成対象者として差し支えない。</b>                      「市町村が必要と認める場合」とは、基本的には、介護保険のケアマネジャーが障害福祉サービスも含めたプランを作成すべきであるが、ケアマネジャーだけでプランを作成するのが困難な場合等を想定している。</p> <p><b>なお、介護保険制度のケアプラン作成対象者の場合は、その旨を申請時に申し出るとともに、申請書の備考欄に記載すること。</b></p>	(国事務処理要領から抜粋) 申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(ケアプラン)の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものとして認められる行動援護、同行援護、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市町村がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。
4	介護扶助対象者と計画作成の可否 270310京都市通知	生活保護制度の介護扶助の受給者でケアマネジャーが付いている場合は、サービス等利用計画の作成対象者か。	<p>生活保護制度の介護扶助の受給者でケアマネジャーが付いている場合は、サービス等利用計画の作成対象外とし、サービス等利用計画案の提出は求めない。</p> <p>なお、この場合は、支給決定機関において、申請書の備考欄にその旨を記載し、支給決定機関等からサービス等利用計画案の作成が不要である旨を利用者や事業者へ個別に連絡する。</p>	
5	地域生活支援事業のみの利用者と計画作成の可否 240306国QA 京都市	移動支援や地域活動支援センター等の地域生活支援事業のみのサービス利用者は、計画相談支援の対象外か。	<p>※下線は、本市の補足である。                      お見込みのとおり。                      なお、<b>障害福祉サービス等と地域生活支援事業を併給している場合は、サービス等利用計画作成の対象となり、地域生活支援事業も含め、一体的にサービス等利用計画に位置付ける必要がある。</b></p>	地域生活支援事業:移動支援、訪問入浴サービス、地域活動支援センター、福祉ホーム等

類型	出典	質問	答	備考
6 障害福祉サービス等と地域生活支援事業の併給利用者と計画作成の要否	京都市	計画相談支援の支給決定者で、移動支援のサービスの申請があった場合に、支給決定機関へサービス等利用計画案の提出は必要か。	<p>支給決定に当たりサービス等利用計画案の提出が必要なサービスは、障害福祉サービス(介護給付、訓練等給付)・地域相談支援に限られる。移動支援や地域活動支援センター等の地域生活支援事業をサービス等利用計画に位置づける必要はあるが、地域生活支援事業の支給申請においては、サービス等利用計画案の提出は求めない。また、提出があった場合でも、計画相談支援給付費の報酬の対象とならない。</p> <p>ただし、地域生活支援事業の利用等に伴い、支援内容に影響のある目標や生活課題等の大きな変更があり、早急にサービス等利用計画の変更が必要となる場合は、支給決定機関と事前相談のうえ継続サービス利用支援(モニタリング、サービス利用支援に準じた手続(※)による計画変更等)を実施し、継続サービス利用支援を算定することとなる(変更後の計画については、情報共有の必要性から、支給決定機関へも提出いただく)。</p> <p>一方、目標や生活課題に大きな変更がなく、早急にサービス等利用計画の変更が必要ない場合は、関係機関へ連絡調整のうえ、変更内容については基本的に次回の継続サービス利用支援やサービス利用支援のタイミングで反映させることで差し支えない(この関係機関への連絡調整については、基本相談支援として実施されるものであり、報酬は発生しない。また、継続サービス利用支援やサービス利用支援のタイミングでなく、基本相談支援として修正等を行うことも可能であるが、その場合は報酬は発生しない。))。</p>	※サービス利用支援に準じた手続:支給決定機関へのサービス等利用計画案の提出等を除くサービス利用支援の手続(サービス担当者会議、サービス等利用計画作成(利用者の同意要)等)

計画相談支援Q&A(平成28年6月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<支給決定>

類型	出典	質問	答	備考
1 計画相談支援給付費の支給期間	京都市	計画相談支援給付費の支給期間の考え方如何。	京都市においては、基本的に以下のとおり。 <計画相談支援の新規申請の場合> サービス等利用計画案の作成日～最長の障害福祉サービス等の支給期間の範囲内 <計画相談支援の更新申請の場合> 更新する障害福祉サービス等の支給開始日～最長の障害福祉サービス等の支給期間の範囲内	サービス等利用計画案・計画(確定版)の作成日は当該計画案・計画(確定版)に本人同意(※)を得た日を記載すること。 ※ 計画相談支援の契約の代理権を持つ成年後見人等が付いている場合、サービス等利用計画案・計画(確定版)の作成日は当該計画案・計画(確定版)に成年後見人等から同意を得た日を記載すること。
2 緊急時で、計画作成が遅れる場合	京都市	緊急の支援の必要がある場合で、サービス等利用計画案の作成が遅れる場合の対応はどうか。	緊急の支援の必要性がある場合には、一旦サービス等利用計画案に基づかない支給決定(みなし決定、支給期間は3箇月以内)を行うこととし、みなし決定の期間内に計画案の提出を求めることとする。	
3 やむを得ず計画案が提出されない場合	240306国QA	サービス等利用計画案等(指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案を含む。)の提出について、申請者からの理解が得られない場合には、計画案の提出なしに支給決定を行うことは可能か。	サービス等利用計画案等が提出されない場合には、やむを得ず計画案なしに支給要否決定を行うこととなる。 しかしながら、申請者に対し、計画案の作成の必要性について理解を求められたい。	左記は削除 (経過措置終了後の平成27年4月以降は、原則、サービス等利用計画案なしに支給決定を行うことはできない。)
3 支給決定機関への契約内容の報告	京都市	指定障害福祉サービス事業者(居宅介護や生活介護等)が利用者と契約した場合、支給決定機関へ契約内容報告書を提出することとされているが、指定特定相談支援事業者が利用者と計画相談支援について契約した場合、契約内容報告書の提出は必要か。	障害福祉サービス等の申請時、既に契約する指定特定相談支援事業者が決まっていることが想定されるため、本市においては、介護給付費等申請書上の項目として指定特定相談支援事業所名を記載することとしている。このため、当該申請書において契約する指定特定相談支援事業者が支給決定機関へ知らされており、改めて契約内容報告書の提出は求めない。	
4 契約する指定特定相談支援事業者の変更	京都市	指定特定相談支援事業者を変更する場合の手續はどうか。	①指定特定相談支援事業者を変更する場合、障害福祉サービス受給者証(ピンク色)を添えて、介護給付費等申請書により変更申請を行う。利用者は、支給決定機関に介護給付費等申請書(余白に事業者を変更する旨を記載)及び障害福祉サービス受給者証を提出する。 ②支給決定機関は、障害福祉サービス受給者証の指定特定相談支援事業者名を変更し、申請者に交付する。	

計画相談支援Q&A(平成28年6月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<サービス利用支援>

類型	出典	質問	答	備考
1 変更決定を伴うが、軽微な変更の場合	京都市	支給量の変更等により支給決定機関における変更決定を伴う場合で、変更の内容が軽微でも支給決定機関へサービス等利用計画書の提出が必要か。 例)①就労継続B 通所に慣れてきたため、支給量月18日→23日 ②入浴のための身体介護 ADL低下により1回1時間→1.5時間にするため、支給量月30時間→45時間	支給決定機関への申請を伴って支給量を変更する必要があるが、「目標や生活課題」等に大きな変更がない場合は、支給決定機関に事前に相談のうえ、変更決定に際してのサービス等利用計画書の提出を省略できることとする(障害福祉サービスの支給変更申請自体は必要)。この場合、サービス利用支援の一連の行為を行わないため、サービス利用支援費は算定できない。ただし、モニタリングの結果、この軽微な支給量変更が必要となった場合は、継続サービス利用支援費は算定できる。また、継続サービス利用支援以外のタイミングで必要となった「目標や生活課題」等に大きな変更がない軽微な支給量変更である場合は、関係機関への連絡調整のうえ、変更内容については基本的に次回の継続サービス利用支援やサービス利用支援のタイミングで反映させることで差し支えない(この関係機関への連絡調整については、基本相談支援として実施されるものであり、報酬は発生しない。また、継続サービス利用支援やサービス利用支援のタイミングでなく、基本相談支援として計画の変更を行うことも可能であるが、その場合は報酬は発生しない。)	
2 変更決定を伴わないが、計画を変更する場合	京都市	継続サービス利用支援以外のタイミングで、「利用する曜日や時間帯、事業所」「目標や生活課題」等の変更など、支給決定機関における変更決定を伴わない内容でサービス等利用計画を変更する場合の手続きはどうか。	継続サービス利用支援以外のタイミングで「利用する曜日や時間帯、事業所」や「目標や生活課題」等の変更が必要となった場合は、それぞれ以下の手続きが必要となる。 ①「利用する曜日や時間帯、事業所」の変更 関係機関への連絡調整のうえ、変更内容については基本的に次回の継続サービス利用支援やサービス利用支援のタイミングで反映させることで差し支えない。この関係機関への連絡調整については、基本相談支援として実施されるものであり、報酬は発生しない。(継続サービス利用支援やサービス利用支援のタイミングでなく、基本相談支援として計画の変更を行うことも可能であるが、その場合は報酬は発生しない。) ②「目標や生活課題」等①以外の変更 支援内容に影響があり、早急に計画の変更が必要な場合は、支給決定機関と事前相談のうえ継続サービス利用支援(モニタリング、サービス利用支援に準じた手続き(※)による計画変更等)を実施し、継続サービス利用支援費を算定することとなる。 なお、変更後の計画については、情報共有の必要性から、支給決定機関へも提出いただく。 支援内容に影響がなく、早急に計画の変更が必要ない場合は、上記①と同様の取扱いとなる。	※ 支給決定機関へのサービス等利用計画書の提出等を除くサービス利用支援の手続き(サービス担当者会議、サービス等利用計画作成(利用者の同意要)等)
3 前回の支給決定から次の更新までの期間が短い場合	京都市	サービス等利用計画書を提出して支給決定した後、次回の更新時期までの期間が短い場合、計画書の提出は必要か。 例)①「障害支援区分とサービスの支給決定期間」や「AサービスとBサービスの支給決定期間」にズレがあり、次回の更新時期までの期間が短い場合 ②もともとの更新時期の直前に支給量変更等の変更申請がされ、計画書を提出したばかりの場合	直近でサービス等利用計画書を提出して支給決定を受けた後、利用状況に全く変更を伴わずに更新決定を行う場合は、支給決定機関に事前に相談のうえ、計画書の提出がなくても当該更新決定を行うことができることとするが、障害福祉サービス等の支給期間の終期月に継続サービス利用支援を行ったうえで、指定特定相談支援事業者から計画書に変更がない旨を支給決定機関に連絡されたい。この場合、サービス利用支援の一連の行為を行わないため、サービス利用支援費は算定できず、継続サービス利用支援費を算定することとなる。 なお、「直近」とは概ね3箇月以内とし、直近でサービス等利用計画書を提出したのがそれより前になる場合は、更新決定時には通常どおり計画書の提出が必要になる。	
4 18歳に到達したことにより支給決定が必要な場合	京都市	18歳到達時には障害福祉サービスの更新が必要になるが、サービス等利用計画書の提出は必要か。	原則、計画や支給内容の変更の有無にかかわらず、障害福祉サービスの支給期間の終期月におけるモニタリング及びサービス等利用計画書の作成、サービス担当者会議などサービス利用支援の一連の流れが必要とされる。 ただし、上記「3 前回の支給決定から次の更新までの期間が短い場合」の取扱いはこれにおいても適用できる。	サービス等利用計画書、計画、モニタリング報告書においては、18歳到達前であれば保護者の同意、到達後であれば本人の同意が必要となる。 また、契約については、18歳以上20歳未満の未成年の場合、未成年者本人が法定代理人(親権者及び未成年後見人)の同意を得て事業者と契約する方法と、法定代理人が未成年者に代わって事業者と契約する方法がある。

類型	出典	質問	答	備考
5	サービス担当者会議 260227国通知 京都市	サービス利用支援においては、支給決定後にサービス担当者会議を開催し、サービス等利用計画の内容について説明を行うとともに、担当者から、専門的な見地からの意見を求めることとされているが、必ずサービス担当者会議を開催しなければならないのか。	原則として、関係者全員が参加のうえでサービス担当者会議を開催する必要がある。ただし、次のいずれの要件も満たしていれば、サービス担当者会議を開き直す必要はなく、会議の開催に代えることができることとする。 ①各関係事業所の担当者に参加を求めても日程が合わない等により、やむを得ず関係者全員参加の会議が開催できない。 ②出席できない各関係事業所の担当者に電話、FAX、メール等で連絡し、担当者への説明及び意見聴取を行い、さらに書面で連絡日時、事業所名、対応者名、説明内容、聴取した意見が記録されている。	
6	サービス担当者会議 京都市	サービス担当者会議への参加を求める「担当者」は、どの範囲までか。	当該利用者にサービス提供している障害福祉サービス事業者・施設、地域生活支援事業者等を基本とする。 必要に応じて、その他の関係機関(病院、訪問看護、区役所・支所職員、学校、ボランティア等)へも参加を求めることとする。	
7	サービス担当者会議 京都市	サービス等利用計画案作成時にサービス担当者会議を行ってもよいのか。	サービス担当者会議は支給決定後、サービス等利用計画確定前に行うことを基本とするが、必要に応じて、計画案作成時に開催してもよい。 ただし、支給決定内容を踏まえサービス等利用計画案の内容が変わる場合(利用者等の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)を除く)は、再度サービス担当者会議の開催等によりサービス提供事業者等へ変更後の計画案の内容説明及び意見聴取を行ったうえで、計画(確定版)を作成すること。 また、サービス等利用計画案作成時から関係事業所に変更があった場合、変更後の事業所へのサービス等利用計画案の内容説明及び意見聴取を行ったうえで、計画(確定版)を作成すること。	サービス等利用計画案から変更なく計画確定となった場合は、計画案を交付した関係事業所への計画(確定版)の交付を省略できる。ただし、サービス等利用計画案の内容で確定した旨をサービス担当者会議の参加者に連絡し、全ての関係事業所が計画(確定版)の内容を把握できるようにすること。 また、利用者等の希望による軽微な変更(サービス提供日時の変更等)があった場合は、変更内容を反映したサービス等利用計画(確定版)をサービス担当者会議の参加者にも交付すること。
8	計画における本人同意 260227国通知 京都市	サービス等利用計画案や計画(確定版)の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、署名又は押印により利用者等の同意を得ることが必要とされているが、居宅等への訪問は必要か。また、電話による同意の確認でもよいのか。	サービス等利用計画案や計画(確定版)の内容については「文書により利用者等の同意を得ること」が必須とされている。居宅等への訪問は必須ではないため、利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送や補助職員の代行等により同意を得ることは可能である。 また、「電話等の口頭のみ確認」は認められないが、FAXやメール等書面として残る媒体で同意が取れていればよいこととする。この場合、同意が取れていることが分かる書面を計画案や計画(確定版)に添付のうえ、支給決定機関へ提出すること。 なお、郵送等による同意の場合においても、サービス等利用計画案や計画(確定版)の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるため、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。	
9	計画における本人同意 京都市	サービス等利用計画案や計画(確定版)の内容について、利用者又はその家族に対して説明し、署名又は押印により利用者等の同意を得ることが必要とされているが、視覚障害等の利用者が署名又は押印ができない場合、代筆でもよいのか。	利用者が署名又は押印できない場合は、サービス等利用計画案等の内容を利用者等へ説明し、同意を得たうえで代筆による記名押印又は押印とすることは差し支えない。この場合は、代筆である旨がわかるよう代筆者の記名が必要。	
10	計画における本人同意 京都市	成年後見人が付いている利用者の場合は、利用者と成年後見人の両方の署名又は押印が必要か。	基本的には、利用者と成年後見人の両方からの署名又は押印が必要である。 なお、補助人・補佐人が付いており、その補助人・補佐人が計画相談支援の契約の代理権を持っている場合は、その補助人・補佐人の署名又は押印が必要である。 ただし、やむを得ず本人から署名又は押印を得ることができない場合には、その成年後見人等からの署名又は押印で足りる。	
11	アセスメント様式 京都市	アセスメント様式について、事業所独自の様式でもよいのか。	アセスメント様式については様式は問わないため、事業所独自の様式で構わない。	
12	アセスメント(モニタリング)における訪問面接 京都市	アセスメントやモニタリングにおいては、利用者の居宅等を訪問し、面接することとされているが、必ず利用者と直接対面することが必要か。電話やメール等での意見聴取でもよいのか。	必ず利用者と直接対面する必要がある。電話やメール等のみで、利用者本人と面談していない場合には、計画相談支援給付費の報酬は算定できない。	

類型	出典	質問	答	備考
13 アセスメント(モニタリング)における訪問面接	京都市	アセスメントやモニタリングにおいては、利用者の居宅等を訪問し、面接することとされているが、必ず居宅の訪問が必要か。施設入所者や入院中の利用者についても、居宅、つまり自宅への訪問が必要か。	「居宅等」とは、「当該利用者が現に日々の生活拠点としている現住地」とし、自宅やグループホーム、入所中の施設や入院中の病院などを指す。原則として、これら生活拠点を訪問し、生活環境の把握を行う必要がある。	短期入所先に長期的に滞在している場合は、短期入所先を訪問すること。ただし、その旨書面で記録しておくこと。
14 アセスメント(モニタリング)における訪問面接	京都市	利用者が居宅等への訪問を拒否している場合でも必ず訪問が必要か。	原則として、居宅等を訪問する必要がある。ただし、次のいずれの要件も満たしていれば、居宅等への訪問に代えることができることとする。 ①利用者自身や家族が居宅等への訪問を拒否しており、利用者の意向を無視した訪問により相談支援やサービス利用に悪影響を及ぼす可能性がある場合など、指定特定相談支援事業者の責ではなく、やむを得ず訪問ができない。 ②居宅等以外の場所での面接となった理由について、書面で記録されている。	
15 計画案から計画が変更となる場合	京都市	支給決定を経て、サービス担当者会議の開催等をした結果、計画確定前に、支給量の変更が必要となりサービス等利用計画案が変更となった場合はどうするのか。	基本的に、支給量変更について反映したサービス等利用計画案の提出と、障害福祉サービスの支給変更申請を行い、再度支給決定を受ける必要がある。 この場合、サービス等利用計画案を二回作成したことになるが、計画が確定するのは再度の支給決定後となり、報酬はサービス等利用計画(確定版)に本人同意を得た月を実施月としてサービス利用支援費(1回分)を請求することとなる。 なお、P7「1 変更決定を伴うが、軽微な変更の場合」と同様に、「目標や生活課題」等に大きな変更がない場合は、支給決定機関に事前相談のうえ、変更決定に際しての変更後のサービス等利用計画案の提出を省略できることとし(障害福祉サービスの支給変更申請は必要)、計画(確定版)作成時に変更内容を反映させることとする。	支給決定に関わらないサービス等利用計画案の変更は、計画(確定版)作成時に変更内容を反映させることで足りる。
16 支給取消する場合	京都市	A障害福祉サービスとB障害福祉サービスを利用していたが、A障害福祉サービスのみ利用がなくなり支給決定の取消をする場合のサービス等利用計画の変更の手続はどうなるのか。	P7「2 変更決定を伴わないが、計画を変更する場合」の②と同様の取扱いとなる。	

計画相談支援Q&A(平成28年6月)

※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<継続サービス利用支援>

類型	出典	質問	答	備考
1 モニタリングの起算月・終期月	京都市	モニタリングの起算月、終期月はどうか考えるのか。	<p>&lt;起算月&gt;                      提出したサービス等利用計画面を参考に支給決定された障害福祉サービス等の支給期間の開始月を起算月(＝ひと月目)とする。</p> <p>&lt;終期月&gt;                      計画相談支援給付費の支給期間の終期月＝障害福祉サービス等の支給期間の終期月であり、障害福祉サービス等の終期月にはモニタリングを実施する。モニタリングの結果、障害福祉サービス等を更新する場合は、一連の流れでサービス利用支援を行う(報酬はサービス利用支援のみを算定する)。</p> <p>例1)障害福祉サービス等の支給期間 26.1～26.12                      モニタリング期間 6箇月ごと                      モニタリング実施月 26.6月(起算月から6箇月目)、26.12月(終期月)</p> <p>例2)障害福祉サービス等の支給期間 26.4～26.12                      モニタリング期間 6箇月ごと                      モニタリング実施月 26.9月(起算月から6箇月目)、26.12月(終期月)</p>	250222国Q&Aにおいては、障害福祉サービス等の支給期間の終期月とモニタリングの最終月が一致しない場合、「モニタリングの最終月を障害福祉サービス等の支給期間の終期月に設定し、そこから遡ってモニタリング月を設定されたい」とされているが、本市においては、サービス等利用計画の評価を行うためには障害福祉サービス等の利用開始時を起点にモニタリングを行うことが重要であるとの観点から、左記の取扱いとするもの。なお、国の取扱いのとおり、終期月からの遡りにより設定されたモニタリング実施月を適用することを不可とするものではない。
2 モニタリングの実施月	京都市	モニタリングの実施月はどうか考えるのか。	<p>新規(更新)決定した障害福祉サービス等の支給期間の開始月を起算月として、受給者証に記載されたモニタリングの実施期間ごとに行う。ただし、月の途中で支給決定した場合は、支給期間の開始月の翌月を起算月とする。</p> <p>例)居宅介護の支給期間 26.4.1～27.3.31                      生活介護の支給期間 26.4.1～29.3.31                      計画相談支援の支給期間 26.3.15～29.3.31(サービス等利用計画面の作成日～最長の障害福祉サービス等の支給期間の範囲内)</p> <p>モニタリング期間 6箇月ごと                      モニタリング実施月 26.9月、27.3月(居宅介護を更新する場合はモニタリングと一連の流れでサービス利用支援を実施)、27.9月、…、29.3月</p>	
3 モニタリング期間の設定	250222国QA	モニタリング期間の設定についての考え方如何。	<p>モニタリング期間については、障害者等の心身の状況、環境、生活課題、援助方針、サービスの種類・内容・量などを勘案して定める必要がある。具体的には、指定特定相談支援事業者が、サービス等利用計画面において、個々のサービスの効果・必要性を判断すべき時期を設定したうえでモニタリング期間の提案をしたものを踏まえ、市町村が設定する。</p> <p>一般的には、状態が不安定で障害福祉サービス事業者等との連絡調整等を頻回に行わなければならない場合等はモニタリング期間が短くなることが想定され、逆に、状態が安定している場合等はモニタリング期間が長くなることが想定される。</p>	本市においては、モニタリングの判断基準表を作成している。
4 サービス利用がない場合のモニタリング	250222国QA	障害福祉サービス等の支給決定は受けたものの、実際の障害福祉サービス等の利用がなかった場合でも、モニタリング月に継続サービス利用支援を行うのか。	障害福祉サービス等の利用がない場合でも、モニタリング月には継続サービス利用支援を行い、状況を把握したうえでサービス内容の変更等が必要かを判断することとなる。	
5 サービス利用が遅れた場合のモニタリング	京都市	障害福祉サービス等の利用開始が当初から遅れてしまった場合、モニタリングの起算月も遅らせるのか。	障害福祉サービス等の利用開始が当初から遅れてしまった場合も、モニタリングの起算月は遅らせず、障害福祉サービスの支給期間の開始月を起算月(＝ひと月目)とする。(月の途中で支給決定した場合は、支給期間の翌月を起算月とする。)	
6 支給変更後のモニタリング	京都市	障害福祉サービスの支給変更をした場合、モニタリング起算月は変わるのか。	基本的に、モニタリング起算月は変わらない。	
7 計画(確定版)未作成者へのモニタリング	京都市	サービス等利用計画面の提出後、支給決定がされたが、計画(確定版)作成の段階で、本人の体調や意向の変更等により、計画(確定版)作成に至らなかった場合、継続サービス利用支援は実施するのか。	<p>計画相談支援は、制度上計画(確定版)の作成を前提として継続サービス利用支援を行うものとなっているため、計画(確定版)が未作成の場合には継続サービス利用支援は実施できない。</p> <p>継続サービス利用支援を実施するためには、遅れても計画(確定版)を作成することが必要となる。</p>	

類型	出典	質問	答	備考
8 途中入院した利用者へのモニタリング	京都市	計画相談支援で毎月モニタリングを実施することになっている利用者が、途中で3箇月入院した場合でもモニタリングを毎月行う必要はあるか。	入院中でもモニタリングは可能なため実施する。モニタリングの結果や入院の長期化等により、モニタリング期間の変更や障害福祉サービス等の支給継続の可否等について判断することとなる。	面会謝絶であるなど、モニタリングを実施できなかった場合は、その理由を記録しておくこと。
9 転出する利用者へのモニタリング	京都市	市外へ転出することになった利用者に対して転出前にモニタリングを行う必要はあるか。	転出する月がモニタリング月となっている場合はモニタリングを行うことになるが、モニタリング月でない場合は、支給決定機関に事前相談のうえ、本人の状況からモニタリングが必要であると判断される場合はモニタリングを実施することになる。モニタリングを実施した場合は継続サービス利用支援費を算定できる。	
10 障害福祉サービス等を支給取消する者へのモニタリング	京都市	就労移行支援を利用していたが、一般企業への就職が決まり、就労移行支援を支給取消することとなった。就労移行支援を支給取消すると障害福祉サービス等の利用はなくなる。就労移行支援の支給取消に当たり、モニタリングを行う必要はあるか。	支給取消する月がモニタリング月となっている場合はモニタリングを行うことになるが、モニタリング月でない場合は、支給決定機関に事前相談のうえ、本人の状況からモニタリングが必要であると判断される場合はモニタリングを実施することになる。モニタリングを実施した場合は継続サービス利用支援費を算定できる。	
11 モニタリング期間の変更	京都市	モニタリング期間のみを変更する場合の手続きはどうなるのか。	①モニタリング期間を変更する場合、モニタリング期間を変更したサービス等利用計画(※)と障害福祉サービス受給者証(ピンク色)を添えて、介護給付費等申請書により変更申請を行う。利用者は、支給決定機関に介護給付費等申請書(余白にモニタリング期間を変更する旨を記載)、モニタリング期間を変更したサービス等利用計画及び障害福祉サービス受給者証を提出する。 ②支給決定機関は、障害福祉サービス受給者証のモニタリング期間を変更し、申請者に交付する。  なお、モニタリング期間を変更した場合は、基本的に前回モニタリング実施月の翌月から新たなモニタリング期間ごとに起算してモニタリングを実施する。	※ 計画作成日の欄に計画変更日平成〇年〇月〇日と記載するなどして計画変更(モニタリング期間変更)時点がわかるようにし、モニタリング期間欄に新たなモニタリング期間を記載し、本人同意を得る。週間計画表の内容に変更がなければ週間計画表の提出は省略可能。(現行のサービス等利用計画に計画変更日・新たなモニタリング期間が分かるよう手書き修正する形でもよいが、本人同意は改めて得ること。)

計画相談支援Q&A(平成28年6月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<報酬請求>

類型	出典	質問	答	備考
1	250222国QA 京都市	計画相談支援給付費の算定に当たっての基本的な考え方如何。	<p>※下線は、本市の補足である。</p> <p>&lt;原則&gt;                      サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費は、月額報酬のため同一の月に複数回行ったとしてもサービス利用支援費については1,611単位、継続サービス利用支援費については1,310単位しか算定することはできない。                      障害福祉サービス等の終期月等に、継続サービス利用支援を行った結果、その後同一の月にサービス利用支援を一連の流れで行った場合は、計画作成のアセスメントのプロセスをモニタリング(継続サービス利用支援)で行えているため、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。また、この場合に継続サービス利用支援とサービス利用支援が月をまたいだ場合も同様に継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。</p> <p>&lt;例外&gt;                      支給決定機関に事前協議を行ったうえで、サービス利用支援を行った後、同一の月に継続サービス利用支援を行った場合は、サービス利用支援費及び継続サービス利用支援費の両方を算定できる。この場合、2,921単位の請求コードを用いることとなる。                      なお、支給決定機関への事前協議日を記録しておくこと(事業所独自の判断で行った場合は認められない)。</p>	
2	240306国QA	障害福祉サービス等の申請が却下された場合は、計画相談支援給付費等は支給されないのか。	お見込みのとおり。	
3	250222国QA	計画相談支援給付費(サービス利用支援費)が発生する時点は、いつか。	<p>※下線は本市の補足である。</p> <p>計画相談支援給付費(サービス利用支援費)が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画を作成し、利用者から文書により同意を得た時点である。</p>	サービス等利用計画ではなく、支給決定後に計画(確定版)として本人同意を得た月を実施月とする。
4	250222国QA 京都市	サービス利用支援は、サービス等利用計画を作成した日が属する月分として翌月に請求するのか。	<p>※下線は本市の補足である。</p> <p>お見込みのとおり。                      例) サービス等利用計画書の作成 4月10日                      障害福祉サービスの支給決定 4月30日                      障害福祉サービスの支給期間 5月1日～                      計画(確定版)作成 5月10日に本人同意を得る                      →この場合、計画(確定版)に本人同意を得た5月を実施月として6月に請求する。</p>	サービス等利用計画ではなく、支給決定後に計画(確定版)として本人同意を得た月が実施月となる。
5	京都市	成年後見人が付いている場合に、サービス等利用計画(確定版)に本人及び成年後見人からの同意を得たが、同意を得た月が違う場合、どちらの同意を得た月を実施月としてサービス利用支援費を請求すればよいのか。	<p>成年後見人が付いている場合は、成年後見人からの同意を得た月を実施月としてサービス利用支援費を請求する。                      なお、補助人・補佐人が付いており、その補助人・補佐人が計画相談支援の契約の代理権を持っている場合は、その補助人・補佐人からの同意を得た月を実施月としてサービス利用支援費を請求することとなる。</p>	左記の様に計画相談支援の契約の代理権を持つ成年後見人等が付いている場合、サービス等利用計画案・計画(確定版)の作成日は当該計画案・計画(確定版)に成年後見人等から同意を得た日を記載すること。
6	240306国QA	モニタリングの結果、計画変更等を伴わなかった場合	算定できる。	
7	京都市	モニタリングの結果、モニタリング期間の変更のみを行った場合	<p>モニタリングの結果、モニタリング期間の変更のみを行った場合は、サービス利用支援費は請求できず、継続サービス利用支援費の対象となる。                      なお、モニタリングの結果、サービス利用支援費が給付されるのは、障害福祉サービス等の申請(新規・変更・更新)が行われ、サービス利用支援を行ったときに限られる。</p>	
8	250222国QA	利用者が死亡した場合(文書による同意を得られなかった場合)	サービス利用支援費の算定はできない。	

類型	出典	質問	答	備考
9	250222国QA	障害福祉サービスの利用に係る支給決定を受け、サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月にサービス利用支援を2回行うこととなった場合、同一の月にサービス利用支援費を2回分算定してもよいのか。	サービス利用支援費は、月額報酬のため、同一の月に複数回行ったとしても1,611単位しか算定することはできない。	同一月に継続サービス利用支援を複数回行った場合についても、月額報酬のため、1,310単位しか算定することはできない。
10	250222国QA	継続サービス利用支援を行った直後に、利用者の心身の状況の急変や転居による環境の変化等により、新たな障害福祉サービス等の申請又は支給決定の変更の申請を行うことが必要となり、同一の月に継続サービス利用支援とサービス等利用支援を行うこととなった。継続サービス利用支援とサービス利用支援を一連の流れで行ったわけではないので、継続サービス利用支援費及びサービス利用支援費の両方を算定してもよいのか。	同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定する。	
11	250222国QA	障害福祉サービスの体験利用(短期間)を行うための支給決定に係るサービス利用支援を行った後、同一の月に当該支給決定等に係るサービスの利用状況を検証するための継続サービス利用支援を行い、その結果支給決定等の更新等の申請がなされ、同一の月に当該申請に係るサービス利用支援を行った場合には、計画相談支援費の算定はどのように行うこととなるのか。	同一の月にサービス利用支援と継続サービス利用支援を行うことと市町村が決定した者については、サービス利用支援費と継続サービス利用支援費を算定する。 さらに、同一の月にサービス利用支援を行った場合であっても、サービス利用支援費は月額報酬のため、サービス利用支援を行った回数分請求することはできない。	
12	京都市	生活介護(支給期間3年)と居宅介護(支給期間1年)の支給決定を受けている方について、計画相談支援の支給期間を最長の生活介護に合わせて3年とした場合、居宅介護の支給決定の更新月にモニタリングをした結果、支給内容に変更なく更新を行った場合、報酬はサービス利用支援費と継続サービス利用支援費のどちらを算定するのか。	生活介護と居宅介護の併給者で居宅介護のみの更新の際も、サービス等利用計画案の作成、サービス担当者会議などサービス利用支援の一連の流れが必要である。当該月は、モニタリングを行ったうえでサービス利用支援を行い、サービス利用支援費のみを算定することとなる。これは、居宅介護のみの受給者が毎年更新する際に、計画や支給内容に変更の有無にかかわらず、モニタリングのうえサービス利用支援の一連の流れが必要とされることと同じである。	
13	京都市	障害福祉サービス等の申請(新規・変更・更新)をする必要がなく、サービス利用支援を行わない月に契約変更した場合は、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、その計画に関してモニタリング月ごとに継続サービス利用支援を行うことでよいのか。	お見込みのとおり。 なお、契約事業所を変更する場合には、支給決定機関へ介護給付費等申請書により変更申請を行う必要がある(P6「4 契約する指定特定相談支援事業者の変更」参照)。	
14	250222国QA	指定特定相談支援事業者の廃止や利用者の市町村内の転居等により、別の指定特定相談支援事業者に変更した場合において、契約変更後の指定特定相談支援事業者が、契約変更前の指定特定相談支援事業者からサービス等利用計画を引き継ぎ、利用者の状況を把握するため利用者や面接したりサービス担当者会議を行う等モニタリングを行った場合に、継続サービス利用支援費を算定することは可能か。	契約変更後の指定特定相談支援事業者がモニタリング月ではない月に継続サービス利用支援を行う場合には、市町村に報告し、モニタリング期間の変更を行ったうえで継続サービス利用支援費を算定することは可能である。	

類型	出典	質問	答	備考																								
15	契約事業所を変更した場合 250222国QA 京都市	障害福祉サービス等の支給決定の終期月等において継続サービス利用支援を行った後に、別の指定特定相談支援事業者が同一の月にサービス利用支援を行った場合、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援を、契約変更後の指定特定相談支援事業者はサービス利用支援費を算定できるか。	※下線は、本市の補足である。 同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみを算定することとされているため、契約変更前の指定特定相談支援事業者は継続サービス利用支援費を算定できず、契約変更後の指定特定相談支援事業者のみサービス利用支援費を算定する。 <u>なお、継続サービス利用支援を行った結果、その後にサービス利用支援を一連の流れで行った場合は、月をまたいでもサービス利用支援費のみを算定することとなる。</u>	転出・転入を伴う契約事業所の変更については次のP14「16 契約事業所を変更した場合」参照																								
16	契約事業所を変更した場合 250222国QA 京都市	障害福祉サービス等の支給決定の終期月等においてA指定特定相談支援事業所が継続サービス利用支援を行った後に、利用者が転出し、同一の月に転出先で別のB指定特定相談支援事業所がサービス利用支援を行った場合、A・B両方の指定特定相談支援事業所が計画相談支援給付費を算定できると考えるが、いかがか。	<市内の転出・転入> 市内での転出・転入に伴い契約する指定特定相談支援事業所が変更になっても、報酬の考え方は変わらず、同一の月に継続サービス利用支援とサービス利用支援の両方を算定することはできず、サービス利用支援費のみを算定することとなる。(継続サービス利用支援の結果、その後にサービス利用支援を一連の流れで行った場合は、月をまたいでも、サービス利用支援費のみを算定することとなる。) なお、A・Bの事業所間で話し合っサービス利用支援の報酬を按分することは差し支えない。 <市外の転出・転入> 市外の転出・転入に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、同一の月であっても、契約変更する前後の両方の指定特定相談支援事業所がそれぞれ報酬算定でき、Aが継続サービス利用支援費、Bがサービス利用支援費を算定できる。 この場合、A指定特定相談支援事業所は、利用者の転出予定等を事前に確認しておくべきであり、転出先のB指定特定相談支援事業所に円滑に引き継げるよう配慮すること。	市外の転出・転入に伴い支給決定を行う市町村が変わった場合は、障害福祉サービス等の申請に係るサービス利用支援を行うこととなる。																								
17	計画相談支援と障害児相談支援の関係 240306国QA	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児については、計画相談支援と障害児相談支援の両方を一体的に実施することとなるが、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるという理解でよいか。	お見込みのとおり。																									
18	計画相談支援と障害児相談支援の関係 京都市	障害福祉サービスと障害児通所支援の両方のサービスを利用する障害児について、計画相談支援と障害児相談支援でそれぞれ異なる事業者が計画案を作成した場合でも、報酬については、障害児相談支援のみの報酬が算定されるのか。	お見込みのとおり。																									
19	計画相談支援と障害児相談支援の関係 250222国QA	障害児通所支援から障害福祉サービス等に利用するサービス等が切り替わる際に、障害児相談支援の支給期間の終期月に指定障害児相談支援事業者が障害児相談支援対象保護者に対して継続障害児支援利用援助を行い、同一の月に、指定特定相談支援事業者が計画相談支援対象障害者に対してサービス利用支援を行った場合、指定障害児相談支援事業者が継続障害児支援利用援助費を、指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することは可能か。	報酬告示において「障害児相談支援対象保護者に対して、指定計画相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。」とされているため、同一月に指定特定相談支援事業者がサービス利用支援費を算定することはできない。 したがって、サービス等利用計画を作成し、利用者から文書による同意を得る日を、障害児相談支援の支給期間の終期月の翌月に属する日とすること。 なお、この取扱いについては、指定障害児相談支援事業者から指定特定相談支援事業者へケースを引き継ぐ場合も、指定障害児相談支援事業者と指定特定相談支援事業者の両方の指定を受けている事業者がケースを受け持つ場合も同じである。 (例) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 16.6%;">1月</td> <td style="width: 16.6%;">2月</td> <td style="width: 16.6%;">3月</td> <td style="width: 16.6%;">4月</td> <td style="width: 16.6%;">5月</td> <td style="width: 16.6%;">6月</td> </tr> <tr> <td colspan="3">放課後等デイサービス</td> <td colspan="3">生活介護</td> </tr> <tr> <td colspan="3">障害児相談支援</td> <td colspan="3">計画相談支援</td> </tr> <tr> <td colspan="3">継続障害児支援利用援助費</td> <td colspan="3">サービス利用支援費</td> </tr> </table>	1月	2月	3月	4月	5月	6月	放課後等デイサービス			生活介護			障害児相談支援			計画相談支援			継続障害児支援利用援助費			サービス利用支援費			計画相談支援において、継続サービス利用支援を行った結果、サービス利用支援を一連の流れで行った場合は月をまたいでもサービス利用支援費のみの算定となるが、左記の場合はこの取扱いと異なることに注意。
1月	2月	3月	4月	5月	6月																							
放課後等デイサービス			生活介護																									
障害児相談支援			計画相談支援																									
継続障害児支援利用援助費			サービス利用支援費																									

計画相談支援Q&A(平成28年6月)

- ※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<セルフプラン>

	類型	出典	質問	答	備考
1	セルフプラン	240306国QA	指定特定・障害児相談支援事業者以外の者が計画を作成する場合の作成主体は、誰を想定しているのか。	「指定特定・障害児相談支援事業者以外の者」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定している。 なお、サービス等利用計画案等は、市町村が支給決定に当たって勘案するものであるため、市町村の支給決定を行う担当職員が作成することは想定していない。	
2	セルフプラン	250222国QA	利用者本人が作成するサービス等利用計画(セルフプラン)の場合も、指定特定相談支援事業者が提出するものと同じ様式で提出しなければならないのか。また、当事者の意向や目標達成時期等、すべての項目を記入しなければならないのか。支給決定を行う市町村の裁量で、項目を減らす等はできないのか。	サービス等利用計画の様式は、国で示している様式例を参考に市町村で定めることになっており、セルフプランについても市町村の判断でセルフプラン用の様式を定めることも可能であるが、当事者の意向や生活全般の解決すべき課題、目標達成時期、サービスの種類・内容・量等省令で示している項目については省略することはできない。	京都市でも、セルフプラン用の参考様式を作成しているが、あくまで参考様式であり、必要な項目(P1「3 サービス等利用計画案(セルフプランを含む)・計画(確定版)の必須項目」参照)が記載されていれば、任意の様式で構わない。
3	セルフプラン	京都市	セルフプランを提出した場合は、モニタリングは必要か。	セルフプランを提出した場合は、モニタリング不要である。	
4	セルフプラン	京都市	セルフプランにおいても、計画案・計画(確定版)の両方の提出が必要なのか。	セルフプランの場合は、計画案の提出は必要であるが、支給決定を経て確定するという考え方がないため、計画(確定版)は不要である。	

※ 本Q&Aにおいて、  
 「サービス利用支援＝アセスメントを含むサービス等利用計画作成の一連の行為」  
 「継続サービス利用支援＝モニタリング＋必要な計画の見直しや事業所への連絡調整等の一連の行為」  
 「支給決定機関＝支給申請の受付窓口である福祉事務所・保健センター・発達相談所・第二児童福祉センター」  
 「障害福祉サービス等＝障害福祉サービス(介護給付・訓練等給付)・地域相談支援」とします。

<更新時期の分散化>

類型	出典	質問	答	備考
1 更新時期の分散化	260612京都市通知	主に通所・入所施設に関しては、現行体系移行時に一斉に区分認定や障害福祉サービス支給決定を行っていること等から、施設ごとに利用者の更新時期が一時期に集中しており、指定特定相談支援事業者において、同時期にサービス等利用計画の作成やモニタリングを行うこととなるが、更新時期を分散化できないか。	本市においては、平成26年4月の段階的対象拡大の完了を機に、当面の措置として、障害支援区分認定及び支給決定の期間の終期を各月に分散させるよう、取扱いを変更している。	分散化対象等については、平成26年6月12日日本市通知「計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化について」参照
2 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	更新時期分散化により、その次の更新まで期間が短い場合の取扱いはどのようなものか。	更新時期分散化により、支給決定期間が2箇月以内となるのであれば、その次の更新までの期間がごく短いことを考慮し、その次の更新分についても同時に受給者証を交付する。この場合の申請は、1枚の申請書において、具体的な利用意向欄等にその次の更新も申請する旨の記載があれば、更新ごとに申請書(分散化分及びその次の更新分の2枚)がなくても差し支えない。 また、この場合で、既にサービス等利用計画が作成されており、利用者の状況が安定している場合は、その次の更新で計画書の提出は求めない。また、モニタリング期間については、分散化分及びその次の更新分ともに、利用者の状況に応じて「モニタリング期間の判断基準表」を基に設定する。  例)更新時期26年8月1日、誕生日9月の場合 26.8.1～26.9.30で受給者証を発行した後、同日に別途26.10.1～27.9.30で受給者証を発行し、2枚の証を利用者に交付する。 (更新時期26年8月1日、誕生日10月であれば、通常どおり更新時期に更新決定を行う。)	※ 支給決定期間が3箇月以上の場合には、通常どおりその次の更新時に申請が必要。(参考:サービス等利用計画案については、前回提出から概ね3箇月以内で計画内容に変更がなければ、支給決定機関に事前に相談のうえ、計画書の提出がなくても当該更新決定を行うことができる。P7「3 前回の支給決定から次回の更新までの期間が短い場合」参照)
3 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	更新時期分散化により支給決定期間が短くなる結果、どのようにモニタリングを実施する(モニタリング期間が設定される)のか。	モニタリング期間については、利用者の状況に応じて「モニタリング期間の判断基準表」を基に設定する。例えば、支給決定期間が1年未満であっても利用者の状況からモニタリングは1年ごとが適切な場合は、モニタリング期間を1年ごとと設定する。 ただし、これまでどおり、指定特定相談支援事業者において、支給決定期間の最終月には必ずモニタリングを行う(モニタリングの結果、更新する場合はサービス利用支援を一連の流れで行う)必要があり、最終月がいつであるかを把握、管理すること。  例)支給決定期間5箇月(更新時期26年8月1日、誕生日12月10日)の場合 最終月である5箇月目のモニタリングは必須。次回更新分のモニタリング実施月は、障害福祉サービスの支給決定期間の開始月を起算月とする。  ① モニタリング期間6箇月ごとの場合  ② モニタリング期間3箇月ごとの場合 	

類型	出典	質問	答	備考
4 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	障害支援区分認定を受けているが、区分認定を必要としないサービスのみ支給決定を受けている利用者の場合、更新時期分散化はどの時点で行うのか。	障害支援区分認定を受けているが、区分認定を必要としないサービスのみ支給決定を受けている継続利用者の場合、区分の更新時期に関係なく、サービスの更新時に分散化を行う(例1)。 ただし、区分認定更新までに、新たに区分認定を必要とするサービスの支給決定を受けることとなった場合は、区分認定更新時に分散化を行う(例2)。 例1)更新時期:就労B型26年8月1日・区分27年8月1日、誕生日12月の場合 26年8月1日の就労B型の更新時に分散化対象とし、支給決定期間を26.8.1～26.12.31とする。 例2)更新時期:就労B型26年10月1日・区分27年8月1日、誕生日12月の方で、新たに26年8月1日から居宅介護の支給決定を受けた場合 27年8月1日の区分更新時に分散化対象とし、区分と居宅介護の期間の終期を誕生日とする。 就労B型については、27年10月1日の更新時に終期を誕生日とする。(26年10月1日の更新時に終期を区分・居宅介護の期間と合わせ27年7月31日とすることは差し支えない。)	
5 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	障害支援区分認定を受ける利用者と、障害支援区分等判定審査会で判定された区分認定の有効期間が3年を下回る場合にも、更新時期分散化を行うのか。	審査会で区分認定の有効期間が3年を下回ると判定された場合は、更新時期分散化の対象外とする。	
6 更新時期の分散化	260725京都市QA (計画相談支援の実施に伴う障害支援区分及び障害福祉サービスの更新時期の分散化におけるQ&A(平成26年7月))	セルフプランの利用者についても、更新時期分散化の対象とするのか。	セルフプランの利用者については、更新時期分散化の対象外とする。	支給決定機関と事前相談のうえ、更新時期の分散化対象とすることは可能。
7 更新時期の分散化	260612京都市通知	更新時期の分散化の対象者ではあるが、これまでどおりの更新時期を希望することはできるのか。	支給決定機関と事前相談のうえ、支給決定機関が認めるものについては、更新時期の分散化対象外とすることができる。	
8 更新時期の分散化	260612京都市通知	これまで障害福祉サービスを利用したことがなく、新規で利用する者も更新時期の分散化の対象か。	障害福祉サービスを新規で4月1日から支給開始する者については、更新時期の分散化の対象であるが、それ以外の新規利用者は対象外とする。	支給決定機関と事前相談のうえ、更新時期の分散化対象とすることは可能。